

札幌市移動支援事業

移動支援ガイドライン

【 令和6年4月 】

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課

～ はじめに ～

障害者自立支援法の施行に伴い、障がいのある方の移動支援は、地域生活支援事業の必須事業として位置づけられるとともに、市町村が地域の実情に即して実施するものとされたところです。

札幌市といたしましては、この移動支援事業について、障がいのある方が地域生活を営み、外出機会の拡大を図るうえで、大変重要な事業であると考え、これまで事業内容の充実や制度周知に努めてきたところであります。

その一環として、昨年から、移動支援事業の疑問点等を整理し、必要な検討を行うために、意見交換会を開催させていただき、このなかで、サービスを利用する方々、サービスを提供する事業者の方々からさまざまなご指摘をいただきました。

寄せられた多くのご質問・ご指摘等を集約し、わかりやすい形に編集したものがこのガイドラインです。

ガイドラインの前半は制度内容についての説明とし、後半はQ&A形式として代表的な質問を掲載しております。

このガイドラインが、移動支援サービスを提供される事業者の方々はもとより、現場でガイドヘルプにかかわる方々に広くご活用いただき、円滑な事業運営に資することができれば幸いです。

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課

目 次

1	移動支援の概要	1
2	移動支援の対象者	1
3	実施方法	2
4	外出の範囲	2
5	利用者の負担	3
6	サービスの内容	3
7	サービス提供者の資格要件	4
8	その他留意事項	5
9	移動支援に関するQ & A	6
Q 1	グループホーム入居中に移動支援を利用する場合	6
Q 2	移動支援における通院時の取扱い	6
Q 3	入退院時の利用	7
Q 4	病院や施設に入院・入所中である場合	7
Q 5	1回当たりのサービス提供時間	7
Q 6	市外に行く場合の移動支援	7
Q 7	ヘルパー自らが運転する場合の算定	8
Q 8	事業者等が所有する車の利用	8
Q 9	ヘルパー派遣に要する交通費	9
Q 10	複数の目的地がある場合	9
Q 11	目的地のみの支援	9
Q 12	学校行事での外出	9
Q 13	ヘルパーと一緒に食事をする場合	10
Q 14	スーパー銭湯や温泉での入浴	10
Q 15	プール内での支援を行う場合	10
Q 16	移動支援事業所等が開催に携わる行事等の利用	11
Q 17	年齢による利用制限	11
Q 18	通所途中に目的地へ向かう場合	12
Q 19	準備のみを行って外出できなかった場合	13
Q 20	『身体介護を伴う場合』と『身体介護を伴わない場合』のサービス内容	13
Q 21	旅行中における移動支援の利用	13
Q 22	『通年かつ長期にわたる外出』に該当するもの	14
Q 23	移動支援事業所を目的地とした外出	14
Q 24	短期入所への移動支援	14
Q 25	グループ支援型の提供義務	15
Q 26	グループ支援型の資格要件	15
Q 27	『身体介護を伴う場合』と『身体介護を伴わない場合』のグループ支援型	15
Q 28	出発地が異なる場合のグループ支援型	15
Q 29	個別支援型とグループ支援型の併用	16
Q 30	グループ支援型におけるキャンセルの取扱い	16

1 移動支援の概要

単独では外出困難な障がい者（児）が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出をする際に、ガイドヘルパーを派遣して、外出時に必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの介護を行います。

2 移動支援の対象者

次の状態にある方で、障がいによって単独での移動が困難である場合に移動支援の対象となります。

障がい種別	対象要件
身体障がい者（児）	<p>次のいずれかに該当し、移動（室外）が一部介助以上である方が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 全身性障がい 身体障害者手帳を所持し、肢体不自由の障害程度等級が1級もしくは2級であり、2肢以上（※1）に障がいを有する方 ※1 体幹機能障がいについては、両下肢に機能障がいを有する場合に準じて取扱うこととします。○ 視覚障がい（※2） 身体障害者手帳を所持し、視覚障がいの障害程度等級が1級もしくは2級である方 ※2 障害福祉サービスの同行援護が優先されます（グループ支援型の利用を除く）。
知的障がい者（児）	<p>次のいずれかに該当し、移動（室外）が一部介助以上である方が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 療育手帳を所持している方○ 児童相談所又は知的障害者更生相談所で知的障がいとの判定を受けた方 ※ 障害福祉サービスの行動援護に係る対象者要件を満たす場合は、行動援護が優先されます（グループ支援型の利用を除く）。
精神障がい者（児）	<p>次のいずれかに該当し、移動（室外）が一部介助以上かつ勘案事項調査にてサービス利用の必要性が認められた方が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 精神障害者保健福祉手帳を所持している方○ 精神障がいを事由とする年金や特別障害給付金を受給している方 ※ 障害福祉サービスの行動援護に係る対象者要件を満たす場合は、行動援護が優先されます（グループ支援型の利用を除く）。
難病者（児）	<p>次のいずれにも該当し、移動（室外）が一部介助以上である方が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 障害者総合支援法の対象となる難病に罹患している方 ※1 特定医療費（指定難病）受給者証や医師の診断書等（様式不問）の挙証書類により確認します。○ 2肢以上に難病に伴う身体症状がある方 ※2 体幹機能に係る身体症状については、両下肢に身体症状がある場合に準じて取扱うこととします。

3 実施方法

移動支援のサービス提供形態としては、「個別支援型」と「グループ支援型」の2種類の方法があります。

(1) 個別支援型

1名の障がい者（児）に対して、ガイドヘルパーがマンツーマンでの支援を行います。

(2) グループ支援型

複数の障がい者（児）に対して、ガイドヘルパーが同時支援を行います。

※ ただし、ガイドヘルパーが一人で同時に支援できるのは、最大2人までとする。

（例）○ 利用者3人に対しヘルパー2人に対応 × 利用者5人に対しヘルパー2人に対応

4 外出の範囲

外出の範囲については、基本的に、福祉目的として公費によって提供されるサービスであることを踏まえ、「社会通念上適当であるかどうか」という観点から判断します。

また、『居宅～目的地～居宅』の一連の行為が移動支援の対象となりますが、この一連の行為の中で、居宅から目的地（目的地から居宅）の支援を家族等が行う場合については、片道又は目的地のみの支援であっても、移動支援の対象となります。

(1) 対象となる外出の範囲

札幌市における移動支援の対象となる外出例については、次のとおりです。

事 由	外出内容	外出先の例
社会通念上 外出が必要 不可欠と認 められる場 合	行政機関等に関わる手続き、相談、選挙の投票等	市役所、区役所、裁判所、警察署等の官公庁等
	医療機関への受診、出産・入退院等の手続き、相談等	病院、診療所、保健センター等
社会参加促進の観点から、日常生活上外出が必要な場合	文化施設等の利用	美術館、映画館、コンサート会場等
	体育施設等の利用	体育館、競技場、プール等（※）
	観光施設等の利用	動物園等
	買物	商店、デパート等
	理容・美容・着付け	理容院、美容院
	冠婚葬祭	結婚式、葬式、法事等の会場
	金融機関の利用	銀行、郵便局等
国、道、市、区主催の研修・講座・訓練・見学等各種行事への参加 障がい者団体等の主催する福祉大会等への参加	政策提言サポーター懇談会等	

※ マラソンの伴走、スキー滑走、水泳等をヘルパーと一緒にすることは、ガイドヘルパーの本来業務とはならない。

※ プール等、単独での利用の年齢制限が設けられている施設については、利用者が単独で利用できる年齢に達していない場合、移動支援の対象とはならない。

(2) 対象とならない外出の範囲

次に掲げる外出については、札幌市における移動支援事業の対象とはなりません。

事 由	外出先の例
経済的活動に係る外出	通勤、営業活動等
通年かつ長期にわたる外出	通学、通所、通園、学童保育への送迎
本制度を利用することが適当ではない外出	布教活動、選挙運動等の政治活動
	ギャンブル、公序良俗に反する外出

札幌市では、通学（寄宿舍を含む）、通所、学童保育への送迎について、移動支援を利用することはできませんが、次に該当するときには、移動支援の利用が認められる場合がありますので、各区役所保健福祉課にご相談ください。

- ① 通学・学童保育への送迎
保護者が、就労、職業訓練、障がい、傷病、出産等により付添いができない場合
- ② 通所
保護者の入院等やむを得ない事情による場合（一時的な利用に限る。）

5 利用者の負担

移動支援にかかる利用者の負担割合については、利用者の属する世帯（※）の所得状況によって、次のとおりとなります。

	生活保護受給世帯	市民税非課税世帯	市民税課税世帯
負担割合	無料	無料	10%

※ 世帯範囲の考え方については、障害福祉サービスに準じる扱いとする。

6 サービスの内容

移動支援で提供するサービス内容は、利用者の障がいに起因して必要となる外出時の介助に限られます。具体的な事例については、以下のとおりとなります。

(1) 移動支援の対象と考えられる事例

- 外出の準備に伴う支援（健康状態のチェック、整容、更衣介助、手荷物の準備等）
- 移動に伴う支援（車への乗降介助、交通機関の利用補助等）

- 外出中やその外出の前後におけるコミュニケーションの支援（代読、代筆等）
- 外出先での必要な支援（排せつ介助、食事介助、更衣介助、姿勢保持、チケットの購入の支援等）
- 外出から帰宅した直後の対応支援（更衣介助、荷物整理等）

(2) 移動支援に含まれないと考えられる事例

- 病院等での単なる待ち時間で、具体的な支援を行う必要がない場合
- 遊び相手（キャッチボールの相手やカラオケで一緒に歌うなどの行為）
- 移動支援事業所等が発案・企画・運営実施の手伝いを行うイベント等への参加及びそれに類する場合
- 外出の主たる目的地を移動支援事業所等として『預かり行為』を行う場合（※移動支援は、障がい者（児）に対する外出支援を目的としているため、保護者のレスパイトを目的としたものは対象とはならない。）

7 サービス提供者の資格要件

移動支援のサービス提供に当たっては、障がい種別ごとに従事者の必要な資格が異なります。必要な資格要件については、次のとおりとなります。

対象者 研修課程等	全身性障がい者（児）	視覚障がい者（児）	知的障がい者（児）	精神障がい者（児）	難病者（児）
介護福祉士			○	○	
実務者研修			○	○	
障害居宅介護初任者研修 （旧障害 1～2 級）			○	○	
障害居宅介護基礎研修 （旧障害 3 級）			○	○	
介護保険初任者研修 （旧介護保険訪問介護員 1～2 級）			○	○	
旧介護保険訪問介護員 3 級			○	○	
行動援護			○	○	
重度訪問介護（※ 1）	○				○
同行援護		○			
ガイドヘルパー	○（全身性※ 2）	○（視覚※ 3）	○（知的※ 4）		○（全身性※ 2）

※ 1 日常生活支援従業者養成研修修了者を含む。

※ 2 全身性障害者外出介護従業者養成研修修了者、全身性障害者移動介護従業者養成研修修了者。

※ 3 視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者、視覚障害者移動介護従業者養成研修修了者。

※ 4 知的障害者外出介護従業者養成研修修了者、知的障害者移動介護従業者養成研修修了者。

8 その他留意事項

- (1) 一連の外出の中で、学校、通所事業所等の通年かつ長期にわたる外出先や、通勤先が含まれる場合は、当該目的地までの支援が私的契約等による場合であっても、移動支援を算定することはできません（P12のQ18参照）。
- (2) 移動支援は、常時支援ができる状況にあることが必要であり、別室で待機しているなど、外出先においてヘルパーが付き添っていない時間やヘルパーが一人で運転手を兼ねて自動車等で移動する時間等は算定の対象外となります。
- (3) 原則として、公的機関への手続き、通院については、居宅介護（通院等介助）や介護保険を利用できる場合には、その利用を優先し、それでも不足する場合に移動支援を利用することができます。
- (4) 移動支援事業所又はヘルパーの車を用いて移動する場合については、移動に係る費用の収受にかかわらず、別途、道路運送法上の許可等が必要となります。
- (5) グループ支援型は、一方の利用者の外出準備に予定より時間を要したり、急なキャンセルなどもありえることから、トラブルが発生しないよう、あらかじめ十分に利用者に説明しておく必要があります。

9 移動支援に関するQ&A

Q1 グループホーム入居中に移動支援を利用する場合

グループホームに入居している間も移動支援を利用することは可能ですか。

A グループホームに入居している間も移動支援の利用は可能です。

ただし、通院の介助については、基本的に日常生活上の支援の一環として、当該事業者が対応することになりますので、移動支援を利用することはできません。

なお、居宅介護（通院等介助）に関しては、一月に2回を限度として、サービスの利用が認められる場合があります。

Q2 移動支援における通院時の取扱い

移動支援で通院時の介助を行うことはできますか。また、院内での介助の取扱いはどのようにになりますか。

A 居宅介護（通院等介助及び通院等乗降介助）の対象者や介護保険の被保険者については、障害福祉サービス及び介護保険制度を優先して利用することになります。

ただし、通院等介助等で時間数が不足する場合には、不足する部分について移動支援を利用することが可能です（グループホーム入居者は利用不可。上記Q1参照）。

また、院内での介助については、基本的には院内のスタッフによって対応されるべきものとなりますが、院内のスタッフによる介助が行われない場合で、利用者の障がい状況によって必要となる介助（視覚障がいのある方で、初めて行く病院では病院内の配置がわからず、付添いが必要となる場合や、知的障がいのある方で、慣れたヘルパーが付き添わなければパニックを起こしてしまう場合等が考えられる。）であれば、移動支援の対象とすることができます。その場合であっても、単なる待ち時間や不安だから一緒にいてほしいといった理由では、移動支援の算定はできません。

Q3 入退院時の利用

入退院の際に移動支援を利用することはできますか。

A 入退院時であっても、移動及びその準備等に支援が必要な場合は、移動支援の利用は可能です。

ただし、乗車前、乗車後の介助や乗降車の介助を含まない単なるタクシー代わりの利用等の場合は対象となりません。

Q4 病院や施設に入院・入所中である場合

施設入所中（障害者自立支援法及び介護保険に基づく入所施設等）の者が一時帰宅をした際に、移動支援を利用することは可能ですか。

A 移動支援については、在宅生活を行っている方の社会生活上必要な外出支援を行うサービスであるため、施設入所中（短期入所中を含む）の方は、外泊中や一時帰宅中であっても移動支援を利用することはできません。

ただし、入院中の方（療養介護の支給決定者を含む）で、医療機関から日帰りで外出する場合や1泊以上の外泊のため医療機関と外泊先を行き来する場合は、移動支援を利用することができます。

Q5 1回当たりのサービス提供時間

1回のサービス提供時間に制限はありますか。

A 1回のサービス提供時間に制限はありません。

Q6 市外に行く場合の移動支援

札幌市外に行く場合であっても、移動支援を利用することはできますか。

A 市外に行く場合も移動支援の利用は可能です。

Q7 ヘルパー自らが運転する場合の算定

ヘルパーが運転する車を利用して目的地まで移動した場合でも、移動支援の算定対象となりますか。

A ヘルパー自らが運転する場合、運転時間中は、常時支援が行える状態にはないため、運転時間を除いて移動支援を算定することとなります。

また、ヘルパー自らが運転する車をサービス提供に用いる場合には、運送に係る費用の徴収にかかわらず、別途、道路運送法上の許可（一般乗用旅客自動車運送事業又は福祉有償運送等）が必要となります。これらを受けずに実施した場合は、移動支援の算定対象とはなりません。

Q8 事業者等が所有する車の利用

事業者もしくはヘルパーが所有する車を用いて、移動支援を実施することはできますか。

A 道路運送法上の許可もしくは登録がある場合は、事業者等の車両を用いて、移動支援を行うことが可能です。

ただし、ヘルパーが運転手を兼ねる場合にあっては、運転中は介助が行われている状態とは見なせないため、運転している時間をサービス提供時間から控除して算定することとなります。

例 【 10：00～13：00 までの支援の場合 】

- ・ 10：00～10：30 外出のための準備及び車両への乗車介助
- ・ 10：30～11：00 運転中（※ 算定対象外）
- ・ 11：00～12：00 降車介助、目的地での介助、乗車介助
- ・ 12：00～12：30 運転中（※ 算定対象外）
- ・ 12：30～13：00 降車介助及び更衣介助

上記の例においては、実際にヘルパーが同行した時間は3時間ですが、そのうち1時間は運転中であり、介助を行っている状態とは見なせないため、算定対象外となります。したがって、算定できる時間数は2時間となります。

Q9 ヘルパー派遣に要する交通費

ヘルパー派遣に要する交通費を利用者から徴収することは可能ですか。

A 事業者が運営規定の中で定めている『通常の事業の実施地域』にヘルパーを派遣する場合は、別途、交通費を徴収することはできませんが、『通常の事業の実施地域』以外のヘルパー派遣については、あらかじめ、利用者に対して説明を行い、同意を得ている場合のみ、交通費を徴収することが可能です。

また、目的地のみの支援を行う場合にあっては、その目的地が『通常の事業の実施地域』以外なのであれば、上記と同様に交通費を徴収して差し支えありません。

Q10 複数の目的地がある場合

1回の移動支援で複数の目的地に行くことは可能ですか。

A 複数の目的地に行くことに対する制限はありません。

ただし、一連の外出の中で、1箇所でも移動支援の対象とならない目的地が含まれる場合は、当該移動支援全体が算定対象となりません。

Q11 目的地のみの支援

家族等が目的地まで送迎する場合に、事業者としては目的地のみの支援を行うこととなりますが、目的地のみの支援をもって移動支援の利用は可能でしょうか。

A 目的地が移動支援の対象となる場所なのであれば、目的地のみの支援であっても、移動支援の利用は可能です。

ただし、いわゆる『預かり行為』と考えられる場合は、利用対象外となります。

Q12 学校行事での外出

学校行事（遠足、社会見学等）で外出する際に移動支援を利用することは可能ですか。

A 学校行事については、授業の一環であり、学校で対応すべきものとなるため、移動支援の対象外となります。

Q13 ヘルパーと一緒に食事をする場合

外出先で利用者とヘルパーと一緒に食事をした場合は、移動支援の算定は可能ですか。

A ヘルパーが食事をしている間は、常時支援が行われている状態とはいえませんが、原則として移動支援の算定対象には含まれません。

Q14 スーパー銭湯や温泉での入浴

スーパー銭湯・温泉等の余暇を目的とした入浴の場合、入浴に伴う介助を移動支援の対象として良いのでしょうか。

A 居宅介護（身体介護）での入浴介助に要する時間数の不足を補う等の目的では、移動支援の対象とはなりません。公衆浴場等における余暇を目的とした入浴であれば、その際に必要となる介助も移動支援の対象として差し支えありません。

なお、居宅に浴室がない、または狭くて十分な介助が行えない等の事情によって、居宅での入浴ができないときは、入浴が可能な最寄りの公衆浴場等である場合に限り、居宅介護（身体介護）にて入浴介助（公衆浴場等までの移動を含む。）を算定することが可能です。

Q15 プール内での支援を行う場合

移動支援を利用してプールに行く場合、プールの中の介助も移動支援として算定することはできますか。

A 移動支援の対象となるのは、目的地に行くまでの移動の介助及び目的地での移動、食事、排せつ等の介助や、危険回避のための必要な支援を行った場合となります。

したがって、プール内であっても、移動支援の対象となる支援を行った場合は算定対象となりますが、『水泳の指導』や『一緒に遊ぶ』といった行為については、移動支援の対象とすることはできません。

Q16 移動支援事業所等が開催に携わる行事等の利用

移動支援事業所等が開催（発案・企画・運営実施の手伝いも含む）する集団旅行・遠足等のレクリエーション活動に際して、移動支援を利用することはできますか。

A 移動支援は、利用者の発意による個別的な外出が原則であり、移動支援事業所及びその運営法人（Q16において、以下「事業所等」という。）が開催する行事等については、移動支援の対象とはなりません。

また、事業所等とは別の団体が開催する行事等であっても、事業所等の職員又は関係者が開催に関与している場合は対象とはなりません。

Q17 年齢による利用制限

移動支援の利用に当たって、年齢による制限はありますか。

A 支給決定を行う際には、年齢による制限を設けてはおりませんが、移動支援は、障がい者（児）に対する外出支援を目的としており、保護者のレスパイトを目的としたものではありません。

したがって、未就学児等であって、障がいの有無にかかわらず単独での外出が見込まれないもの（例えば、5歳である児童が、単独で病院に行くことやデパートに行くといったことは通常想定されない。）については、原則、移動支援の対象となりません。

また、年齢による入場制限（プール、映画館等）の設けられている施設については、単独での利用が可能な年齢に達していない場合は、移動支援の対象となりません（障がいの有無にかかわらず、本来保護者が連れて行くべきである児童の外出については、移動支援の利用は適当ではない。）。

ただし、家族等と一緒に外出する場合において、本人の障がい状況により、家族のみでは介助が行えない場合や、介助する家族等の障がい等により移動時の介助ができない場合については、未就学児等であっても、移動支援の利用が可能です。

Q18 通所途中に目的地へ向かう場合

通所先から病院やプールまで移動する場合、通所先から自宅までの移動に移動支援を利用することはできますか。

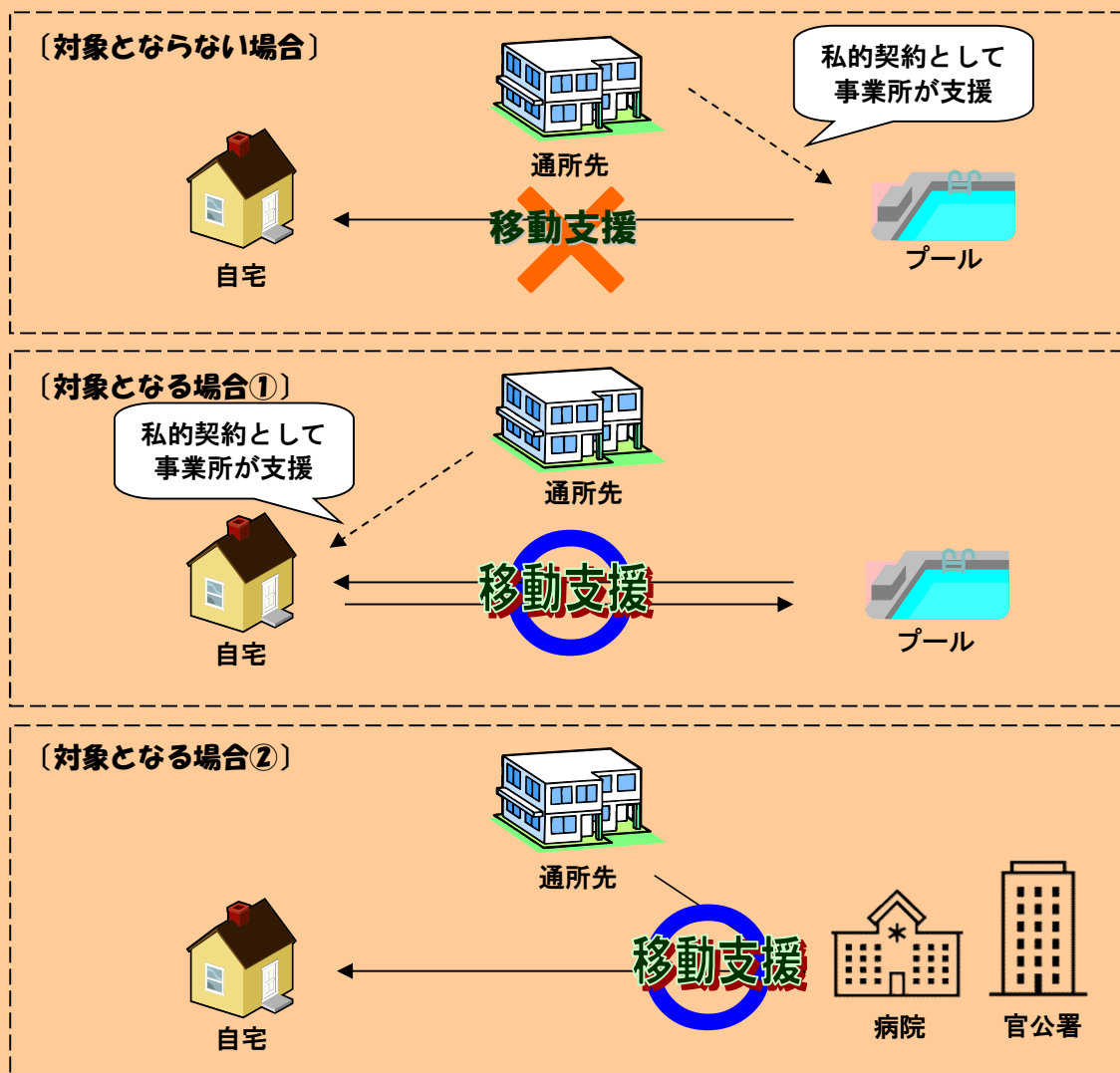
A 本市では、『通年かつ長期にわたる外出』への利用を移動支援の対象とはしておらず、通所時に移動支援を利用することはできません。通所途中にプールといった目的地へ向かう場合で、一部分を私的契約等により支援したとしても、実質的には通所の支援に該当すると考えられるため、移動支援の対象とはなりません。(例：対象とならない場合①)

しかし、居宅が始点又は終点であって同一の移動支援事業所が支援を行うことを条件に、通所途中に病院や官公署、相談支援事業所へ向かう場合に限り、移動支援を利用することができます。(例：対象となる場合②)

例

【通所後にプールや病院へ行く事例】

※ 通所先：移動支援対象外の目的地



Q19 準備のみを行って外出できなかった場合

外出のための用意をしていたが、突然、利用者の具合が悪くなって外出できなくなった場合に、移動支援の算定はできますか。

A 外出のための着替え、準備、排せつ等の介助をしていた時間については、算定の対象となりますが、それ以降の時間については、移動支援の対象とはなりません。

Q20 『身体介護を伴う場合』と『身体介護を伴わない場合』のサービス内容

『身体介護を伴う場合』と『身体介護を伴わない場合』では、提供できるサービスに差があるのですか。

A 『身体介護を伴う場合』と『身体介護を伴わない場合』については、あくまでも報酬上の区分になりますので、実際に提供できるサービス内容に違いはありません。

なお、この区分については、日常生活において、「食事」と「排せつ」のいずれにおいても介助が必要であるかどうかで判断しています。

Q21 旅行中における移動支援の利用

旅行する際に、移動支援の利用は可能ですか。

A 旅行中であっても移動支援を利用することができます。

また、宿泊を伴う旅行の場合については、特例的に、宿泊先のホテル等を居宅として位置づけることにより、移動支援の利用を可能とします。この場合、宿泊先のホテル等での介助は、外出の準備に係る介助に限られることとなりますので、宿泊先での食事、入浴、排せつ等の介助は、移動支援の対象とはなりません。

Q22 「通年かつ長期にわたる外出」に該当するもの

通学、通所、通園、学童保育への送迎以外で、『通年かつ長期にわたる外出』に該当するものはありますか。

A 『通年かつ長期にわたる外出』とは、年間を通し、日々継続して必要となるような外出を想定しており、通学、通所、通園、学童保育への送迎については、移動支援の対象から除いております。

したがって、利用者の発意による利用であって、結果として同一曜日になっている外出や定期的となっている外出（買い物や映画、サークル活動など）を制限するものではありません。

Q23 移動支援事業所を目的地とした外出

外出の目的地が移動支援のサービス提供事業所である場合に、移動支援の利用は可能ですか。

A 外出の目的地が移動支援事業所である場合は、いわゆる『預かり行為』と見なされるため、移動支援の対象とはなりません。

ただし、目的地等のトイレでは排せつの介助が行えないといった事情があり、やむを得ず、排せつ行為のためにサービス提供事業所に立ち寄った場合は、移動支援の対象となります。

なお、その場合であっても、算定の対象となるのは、外出中に必要となる介助に限られますので、移動支援計画上に支援の必要性を明記する必要があります。

Q24 短期入所への移動支援

短期入所を利用する際の送迎に、移動支援を利用することは可能ですか。

A 短期入所の利用に当たっては、障がいの程度等により、自ら入所することが困難な利用者に対しては、利用者の送迎に要する費用について、報酬上一定の評価が行われているため、原則、当該事業所が対応することになります。

したがって、短期入所の送迎については、移動支援を利用することができません。

ただし、短期入所先へ送る予定であった家族等が、体調不良等により送ることが困難となった場合については、例外的に利用することが可能となります。

Q25 グループ支援型の提供義務

グループ支援による利用申込があった場合は、必ずサービス提供しなければなりませんか

A グループ支援型は、複数の利用者に対して同時支援を行うため、個別支援型よりも高度な支援能力が求められます。また、利用者が突然路上に飛び出す恐れがある場合など、障がいの特性によってはグループ支援になじまないこともあります。

したがって、グループ支援型の提供については、事業者が適切なサービス提供が可能と判断した場合のみ実施することとします。

Q26 グループ支援型の資格要件

グループ支援を行う場合、ヘルパーに特別な資格は必要ですか

A ヘルパーの資格要件は、個別支援型と同様です。ただし、利用者の障がい種別が異なる場合、そのいずれにも提供可能な資格を有している必要があります。

Q27 『身体介護を伴う場合』と『身体介護を伴わない場合』のグループ支援型

『身体介護を伴う場合』と『身体介護を伴わない場合』の決定を受けている利用者を、同時に支援することは可能ですか。

A 支援を行う上で支障がないと事業者が判断した場合については、グループ支援型による支援を実施して差し支えありません。

Q28 出発地が異なる場合のグループ支援型

出発地が異なる場合でも、グループ支援はできますか。

A それぞれの利用者の出発地が異なっても、グループ支援型の利用は可能です。

Q29 個別支援型とグループ支援型の併用

待ち合わせ場所までは個別支援型、待ち合わせ場所からはグループ支援型によるサービス提供は可能ですか

A マンツーマンの場面と同時支援の場面がある場合も、一連の外出全てにおいてグループ支援型の報酬を算定してください。

Q30 グループ支援型におけるキャンセルの取扱い

グループ支援型で一方の利用者がキャンセルした場合、事業者の報酬はどうなりますか

A グループ支援型は、一方の利用者の外出準備に予定より時間を要したり、急なキャンセルなどもありえることから、トラブルが発生しないよう、あらかじめ十分に利用者に説明しておく必要があります。

グループ支援において、一方の利用者のキャンセルにより結果としてマンツーマンの支援を行った場合は、利用者の同意を得た上で、個別支援型の報酬を算定しても差し支えありません。